

中学校教諭一種免許状取得の為の単位を修得し、免許法施行規則第2条1項表備考第11号を適用して小学校一種免許状を取得する場合の例

第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		中学校一種免許状の単位の内、小学校一種免許状の単位に使用できる単位
			小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状	
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	8
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	2
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	3
		教職実践演習	2	2	2
合計			27	31	15

11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの単位をもってあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。

# 学力に関する証明書(別表第1) 小一種免

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

大学長

記

## 1. 基礎資格

・学位の種類	・備考
・在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 大学 学部 学科)

## 2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	

## 3. 単位

### (1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項				教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数は30単位
・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
国語(書写を含む。)				
社会				
算数				
理科				
生活				
音楽				
図画工作				
家庭				
体育				
外国語				
・上記2つの事項を合わせた内容に係る科目				
		小計	0	
教育の基礎的理解に関する科目				教育の基礎的理解に関する科目の最低修得単位数は10単位
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	中一種免から流用	2	
・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○	中一種免から流用	2	
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○	中一種免から流用	2	
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	中一種免から流用	2	
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
		小計	8	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の最低修得単位数は10単位
・道徳の理論及び指導法	○	中一種免から流用	2	
・総合的な学習の時間の指導法				
・特別活動の指導法				
・教育の方法及び技術				
・情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法				
・生徒指導の理論及び方法				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		小計	2	
教育実践に関する科目				教育実践の最低修得単位数は5単位 教職実践演習の最低修得単位数は2単位
・教育実習				
事前及び事後の指導				
教育実習		中一種免から流用	3	
・学校体験活動				
・教職実践演習	○	中一種免から流用	2	
		小計	5	
大学が独自に設定する科目				大学が独自に設定する科目の最低修得単位数は2単位
		小計	0	
		計	15	

・上記の全ての単位を修得した年度	年度
------------------	----

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	中一種免取得時に修得済	2	出身大学で修得済であれば改めて修得不要
体育	中一種免取得時に修得済	2	
外国語コミュニケーション	中一種免取得時に修得済	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	中一種免取得時に修得済	2	
	計	8	

【備考】

・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通) FAX : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇